

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針および具体的な取組み状況は、『ソフト99・コーポレート・ガバナンス・ポリシー』として、その内容を当社ホームページに記載しております。詳細につきましては、当社ホームページ(下記リンク)をご参照ください。

<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

【基本方針の概要】

当社は、コーポレートガバナンスを重要な経営課題であると認識し、関連法令の遵守と高度な倫理観念による行動を基本とした『ソフト99行動憲章』および『ソフト99行動指針』に基づいて、全ての取締役・従業員・監査役が、経営と業務執行およびその監視を実践することを誓約し、ガバナンス強化に努めてまいります。

また、当社は、金融庁および東京証券取引所が定めるコーポレート・ガバナンス・コードに基づく当社ガバナンスの柱として以下3つのテーマを設定し、その充実に努めることで、様々なステークホルダーにとってバランスのとれた企業価値の継続的向上を目指してまいります。

- I. 合理的な経営システムの構築 ～受託者責任を踏まえた取締役会運営～
- II. ステークホルダーとの協調 ～各利害関係者との適切な協働関係構築～
- III. 経営の透明性確保 ～説明責任を踏まえた適切なIR活動～

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、当社の個別事情を踏まえた上で、当社にとって実施することが適当でないと考えるコーポレートガバナンス・コードの原則がある場合は、上述の『ソフト99・コーポレート・ガバナンス・ポリシー』(以下、「当社ポリシー」といいます。)に基づいた当社独自のガバナンス体制を構築しております。

その主たる理由は、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則を一律に適用するのではなく、当社の企業規模と事業内容に見合った効率的で実効性のある経営システムを構築することが、当社を取り巻く様々なステークホルダーにとってバランスのとれた企業価値向上を目指すことであるとの考えによるものです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの要開示原則における当社ポリシーの対応状況については、以下にその概要を記載します。なお、個別の詳細な内容につきましては、当社ホームページ(下記リンク)をご参照ください。

<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

【原則1～4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式については、基本的に当社グループ各事業の取引先企業の株式を対象としております。当社はその保有・買い増し・処分の要否について、取締役および監査役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮っております。また、議決権行使については、当該企業が反社会的行為を行っておらず、かつ、株主利益を軽視するようなことがない限りにおいては、基本的に当該株式発行会社の提案議案を尊重する方針を採用しております。

詳細は、当社ポリシー内「II. ステークホルダーとの協調 (3)利益相反の監視 ii. 政策保有株式」をご参照ください。

【原則1～7 関連当事者間の取引】

当社を含む当社グループ企業が当社役員や支配株主等との取引を行う場合は、取引条件およびその決定方法の妥当性について、社外取締役および社外監査役が参加する取締役会の審議および決議を要することと定めております。個別案件ごとの取引条件およびその決定方針については、株主総会招集通知や有価証券報告書などにより開示しております。

詳細は、当社ポリシー内「II. ステークホルダーとの協調 (3)利益相反の監視 i. 関連当事者間取引の手続きと枠組み、および取締役会・社外役員による監視体制」をご参照ください。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社取締役会では、経営理念・経営方針・経営戦略を検討し、3ヶ年の中期経営計画としてこれを取りまとめ、開示しております。

詳細は、当社ポリシー内「II. ステークホルダーとの協調 (4)企業価値向上 i. 中長期の企業価値向上に向けた経営理念・経営方針・経営計画の策定と差異分析およびその開示手続き」をご参照ください。

(ii)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の個別の報酬額については、成果連動型報酬制度と役員退職慰労金制度を併用することにより、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブが機能するよう設定したうえで、社外取締役および社外監査役の参加する取締役会の審議を経て決定しております。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築 (2)取締役会の人事 ii. 取締役の報酬決定方針と手続き」をご参照ください。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社の社内取締役および社内出身監査役の候補者指名については、その知見・実績を踏まえた上で、社内の各業務分野より偏りなく候補者を

選定することを旨としております。

社外取締役および社外監査役の候補者については、能力と独立性に関して、社内にて定められた要件を基に候補者を選定いたします。

取締役および監査役の候補者については、いずれも社外取締役および社外監査役の参加する取締役会での審議を経て、正式な監査役候補者として株主総会にてその選任理由とともに付議されます。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（2）取締役会の人事 i. 取締役候補者の指名についての方針と手続き」および「I. 合理的な経営システムの構築（3）取締役会の監視・助言 i. 監査役の設定とその役割」をご参照ください。

【原則4－1－1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は経営上の重要な意思決定（経営理念・経営方針・経営計画）と、その決定に基づく業務執行の監督、法定事項の決議等に関する中心的な機能を担っております。

また、業務執行を担当する取締役を中心に取締役会を構成し、社外取締役と社外監査役が、取締役会において適宜監視・助言する体制を整えることで、業務執行に関する提案等についても遅滞なく審議決定されます。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（1）取締役会の運営」をご参照ください。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、1名の独立社外取締役を選任しております。1名のみの選任となっておりますが、他上場企業での役員等兼任がないことと、現在の当社事業規模からみて、十分な実効性を確保できていると認識しております。将来的な増員については、当社事業規模の拡大に応じてその都度検討いたします。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（3）取締役会の監視・助言 ii. 社外取締役の設定とその役割」をご参照ください。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役については、主に以下2点を基準として候補者を選定しております。

- ・経営の監視に必要となる財務会計・法務・企業統治等の実務経験と知識に基づき、経営および業務執行において、特定の利害関係者の利益に偏重することのない公平公正な判断能力を有していること。
- ・本人およびその近親者が、現在および過去において、当社および関係会社の業務執行者、主要取引先およびその業務執行者、非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、また、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないこと。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（3）取締役会の監視・助言 ii. 社外取締役の設定とその役割」をご参照ください。

【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の構成については、経営に関する実質的な審議が可能な範囲として、監査役を含めた取締役会参加人数を15名以内とすることで、取締役会の審議の実効性を確保しております。また、取締役会参加者の知見や能力のバランスについては、前述の【原則3－1－(iv)】に記載の通りであります。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（1）取締役会運営 i. 取締役会および各取締役の役割と権限」および「I. 合理的な経営システムの構築（2）取締役会の人事 i. 取締役候補者の指名についての方針と手続き」をご参照ください。

【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役および監査役による他の上場企業役員との兼務については、現在、独立社外監査役1名のみがこれに該当いたします。なお、当社の取締役および監査役による他の上場企業との兼任状況については、平成28年度以降、招集通知にて開示いたします。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（2）取締役の人事 i. 取締役候補者の指名についての方針と手続き」および「I. 合理的な経営システムの構築（3）i. 監査役の設定とその役割 ii. 社外取締役の設定とその役割」をご参照ください。

【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の実効性評価については、「(a)経営計画の達成度」と、「(b)業務執行に対する監視・助言機能の実効性」の二つを重要な評価の論点と位置付けております。平成28年度以降は、これらを取りまとめた評価結果を、毎年7月を目途に各種対外発表資料にて開示する予定です。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（1）取締役会の運営 iii. 取締役会の実効性評価」をご参照ください。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、社内外の各種講習会参加等、個々の取締役・監査役の知見・能力に適合したトレーニングの機会を提供し、必要に応じてサポートを行っております。

詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築（4）取締役会の活動支援 ii. トレーニング体制」をご参照ください。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、代表取締役社長が管掌する経営企画部門が、総務や広報等の各関連部門との連携により、アナリスト/機関投資家向けミーティングの開催や個人投資家向けイベントへの出展を行い、株主・投資家との対話の充実を図っております。

詳細は、当社ポリシー内「III. 経営の透明性確保（2）株主・投資家との対話」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サントレード株式会社	3,246,528	14.57
鈴木 幹子	1,492,656	6.70
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,004,100	4.50
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテツド	948,400	4.25
株式会社エイチエーエス	835,000	3.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	799,200	3.58
株式会社みずほ銀行	709,600	3.18
田中 秀明	661,976	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	646,200	2.90
田中 信	603,720	2.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中務英三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中務英三	○	独立役員であります。	約30年にわたり海外(英国)にて複数の企業で、財務・経理・経営企画を中心として管理部門全般の業務に従事してきました。経営の監督に際して、グローバルな経験と知識に基づく、経営の執行や特定の利害関係者の利益に偏重することのない公平公正な判断能力を有しており、社外取締役としての適切な職務遂行が可能であると判断しております。 なお、本人及びその近親者は、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要取引先及びその業務執行者、非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、又、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、本人の同意を得て、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

外部会計監査人の選出にあたり、当社監査役会は、その方針について、当社グループ企業数の増加や事業領域の拡大にともない、これに対応できる規模の監査法人の中から、独立性・専門性・監査品質・報酬水準を総合的に勘案して、外部会計監査人を選任する方針をとっております。

当社の会計監査人であるひびき監査法人は、監査の連携にあたり、当社の監査役会と覚書を締結し、連携して監査機能の充実に努めております。

また、内部監査部門と外部会計監査人は、内部統制監査において互いに報告、情報・意見交換を実施し、連携して監査機能の充実に努めております。

外部会計監査人による不正の発見や不備・問題点の指摘については、当社監査役会および内部統制委員会がその対応窓口となり、問題解決に向けた取り組みを進める体制を整えております。

詳細は、当社ポリシー内「II. ステークホルダーとの協調 (6) 遵法性 iv 外部会計監査人」をご参照ください。
<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平井 康博	弁護士													
竹村 聡	公認会計士													
樋口 秀明	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平井 康博	○	独立役員であります。	企業法務に精通された弁護士として、公平な立場で、法令遵守体制の充実や法的リスク等への助言も含め、専門的かつ外部的見地からの経営監視が可能であると判断しています。 なお、本人及びその近親者は、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要取引先及びその業務執行者、非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、又、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと

			判断し、本人の同意を得て、独立役員に指定いたしました。
竹村 聡	○	独立役員であります。	監査法人事務所での法定監査実績、他社での監査役としての職務経験、公認会計士及び税理士として培われた財務知識、見識等から、外部的見地からの経営監視が可能であると判断しています。 なお、本人及びその近親者は、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要取引先及びその非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、又、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、本人の同意を得て、独立役員に指定いたしました。
樋口 秀明	○	独立役員であります。	経営学修士、公認会計士及び税理士として培われた財務知識、見識や豊富な実務経験等から、外部的見地からの経営監視が可能であると判断しています。 なお、本人及びその近親者は、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要取引先及びその業務執行者、非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、又、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、本人の同意を得て、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
該当項目に関する補足説明 更新	

当社取締役の個別の報酬額については、成果連動型報酬制度と役員退職慰労金制度を併用することにより、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブが機能するよう設定したうえで、社外取締役および社外監査役の参加する取締役会の審議を経て決定しております。
詳細は、当社ポリシー内「I. 合理的な経営システムの構築 (2) 取締役会の人事 ii. 取締役の報酬決定方針と手続き」をご参照ください。
<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日)中に取締役に支払った報酬は、計8名に対し142,721千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社取締役の個別の報酬額については、成果連動型報酬制度と役員退職慰労金制度を併用することにより、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブが機能するよう設定したうえで、社外取締役および社外監査役の参加する取締役会の審議を経て決定しております。詳細は、当社ポリシー内「i. 合理的な経営システムの構築 (2) 取締役会の人事 ii. 取締役の報酬決定方針と手続き」をご参照ください。
<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

当社取締役および監査役の活動を支援すべく、各社内部門において、その部門長を各役員への情報提供窓口として設定しております。なお、主要な部門長は取締役を兼務しておりますので、取締役会および各取締役・監査役への迅速かつ正確な情報収集・提供が可能となっております。詳細は、当社ポリシー内「i. 合理的な経営システムの構築 (4) 取締役会の活動支援」をご参照ください。
<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、社内取締役7名(業務管掌取締役5名と業務非管掌取締役2名)と社外取締役1名で構成されております。また、監査役4名(うち社外監査役3名)が常時取締役会に参加し、各ステークホルダーの立場を尊重した意見・助言を行っております。また、当社の取締役会の構成について、現在の事業規模と事業内容から鑑み、その人員数を15名以内とすることで、各種議案の的確かつ迅速な審議の実効性を確保しております。詳細につきましては、当社ポリシー内「i. 合理的な経営システムの構築」をご参照ください。
<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社ポリシーおよび本報告書「i コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおり、当社は、当社の企業規模と事業内容に見合った効率的で実効性のある経営システムを構築することが、当社を取り巻く様々なステークホルダーにとってバランスのとれた企業価値向上を目指すことができるとの考えによるものです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は株主総会開催日の3週間前までを目途とした早期発送に努め、あわせて、招集通知を発送日翌日に東京証券取引所のTDnetおよび自社WEBサイトにてその内容を開示する体制を整えております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅱ. ステークホルダーとの協調 (1) 株主総会」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅱ. ステークホルダーとの協調 (1) 株主総会」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年度以降、議決権電子行使プラットフォームへの参加についての検討を進めます。また、信託名義で株式を保有する機関投資家の議決権行使については、事前に申出があった場合に名義株主との協議を行ったうえで、適宜対応いたします。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅱ. ステークホルダーとの協調 (1) 株主総会」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/
招集通知(要約)の英文での提供	現在は英文での提供を行っておりませんが、海外株式比率の増加に合わせ、招集通知記載情報などの株主向け情報については、平成28年度以降、順次英語化を進めてまいります。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅱ. ステークホルダーとの協調 (1) 株主総会」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けには、株主総会以外にも各種株主セミナーやイベントへの出展を行うことで、積極的な対話の機会を設けております。また、当社WEBサイトに問い合わせ窓口を設置することなどにより、対話の充実を図っております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅲ. 経営の透明性確保」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算発表後に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を定期的に開催しております。 また、必要に応じて代表取締役社長が参加する個別面談を実施しております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅲ. 経営の透明性確保」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内のIR情報のページにおいて、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、事業報告書及び開示情報を掲載しております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅲ. 経営の透明性確保」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、代表取締役社長が管掌する経営企画部門が、総務や広報等の各関連部門との連携により、アナリスト・機関投資家向けミーティングの開催や個人投資家向けイベントへの出展を行い、株主・投資家との対話の充実を図っております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅲ. 経営の透明性確保 (2) 株主・投資家との対話」をご参照ください。	
その他	IR支援会社と連携して、アナリスト・機関投資家向け説明会の資料及びVTRをWeb上で公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ソフト99行動憲章及び指針を制定し、その中で各ステークホルダーの立場を尊重することを規定しております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅱ. ステークホルダーとの協調」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが提供する製品やサービスにおいては、地球環境に負荷の少ない事業活動に努めております。 詳細は、当社ポリシー内「Ⅱ. ステークホルダーとの協調」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ポリシー内「Ⅲ. 経営の透明性確保」をご参照ください。 http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

(1) 当社は、各取締役および各部門が管掌する業務のリスクコントロール・リスクテイクを的確に判断・実行するための、「リスクマネジメントおよびコンプライアンスの徹底」を内部統制に関する重要な方針の一つと位置づけており、特にコンプライアンスに関する内部統制システムの構築および運用の中心として、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置することで、内部統制の強化を図っております。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 法令遵守体制

a.【方針の共有】関連法令の遵守と高度な倫理観念による行動を基本とした「ソフト99行動憲章」および「ソフト99行動指針」を制定、全役職員にマニュアルを配布し、役職員全員にその内容を遵守することを誓約させております。

b.【組織と運用】全社的な法令遵守体制の整備および問題点の把握に努めるため、内部統制委員会内部に、取締役会決議により選任された取締役を委員長とする法令遵守部会を設置しております。法令遵守部会は、グループ会社を含めた社内研修、通信教育等による啓蒙活動を行うとともに、法令遵守に関する問題を検討・審議し、その結果を適宜内部統制委員会および取締役会に報告・提言しております。

c.【通報制度】法令上疑義のある行為等について、使用人が提携先の外部法律事務所に直接通報することを可能とする内部通報制度(ソフト99グループ・ヘルプライン)を設けております。外部法律事務所から報告を受けた法令遵守部会は、顧問弁護士等とその内容を調査し、再発防止策を協議・決定し、全社的な再発防止策を実施いたします。また、通報者保護の観点から、通報者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを保証する社内規程を定めております。

(2) 内部監査体制

a.【組織と運用】社長直轄の内部監査部門を設け、社内各部門を対象とした各関係法令および社内規程の遵守状況・業務執行状況等に関する業務監査を実施しております。監査結果は社長および取締役会に適宜報告されるとともに、被監査部門に対しては業務の改善に向け、具体的な助言・勧告を行っております。また、必要に応じ監査役会や会計監査人との連携を通じて、内部統制のモニタリング機能の強化を図っております。

(3) リスクマネジメントおよび危機管理体制

a.【リスクマネジメントの組織と運用】全社的なリスクマネジメントは、内部統制委員会と内部監査部門が連携してこれを統制し、社内各部門においてリスクマネジメントが体系的かつ効果的に行われるよう、必要な支援・調整および指示を行う体制を整えております。内部監査部門は、社内各部門の日常的なリスクマネジメントの状況の監査、体制整備の進捗状況のモニタリングを実施し、その結果を内部統制委員会に報告します。

b.【危機管理の組織と運用】当社および当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、内部統制委員会内部に設置した危機管理部会が、代表取締役社長を本部長とする「危機管理対策本部」を直ちに招集することで、迅速な初期対応を行い、損害・影響等を最小限に留める体制を整えております。また、法律顧問として、複数の法律事務所と、日常的に発生する法律問題全般に関して適時に指導・助言を受ける体制を敷いております。

(4) グループ会社の業務の適正を確保するための体制

a.【方針の共有】当社行動憲章および行動指針の内容に準拠した各社ごとの行動憲章・行動指針を策定し、グループ全体での法令遵守の徹底を推進しております。また、グループ各社において一定の事項を決定する場合には、「関係会社管理規程」に基づいた統制を行っております。

b.【組織と運用】グループ各社の監査については、グループ監査役会の監査等基本方針に基づき、グループ各社ごとに監査を行うとともに、必要に応じ当社の内部統制委員会および内部監査部門がグループ各社の監査を実施しております。また、各社の取締役会には、関係会社の担当部門である経営企画部門がオブザーバーとして出席することで、日常の業務執行状況を監視しております。

c.【通報制度】法令遵守の実効性を担保するため、各社における法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的としたグループ全体での内部通報制度(ソフト99グループ・ヘルプライン)を設置して、当社規程に準じた運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会勢力排除に関する基本的な考え方

a.「ソフト99行動憲章」および「ソフト99行動指針」において“社会の秩序や安全を脅かすような反社会的勢力とは断固として対決し、これからも一切の関係を持たない。又、これらの活動を助長するような行為は行わない。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう”ことを基本方針としております。

(2) 反社会勢力排除体制の整備状況

a.反社会的勢力への対応部門は人事総務部門とし、大阪本社および東京支店に不当要求防止責任者を設置しております。

b.反社会的勢力排除のため、大阪府企業防衛連合協議会・東警察署管内企業防衛対策協議会に入会し、物品購入要請等の不当要求排除や、これらの情報収集を行っております。また、上記団体主催の講習会等に定期的に参加し、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応方法等について周知徹底を図っております。

c.反社会勢力が取引先等となって不当要求等を行う場合の被害を防止するため、取引基本契約書に排除条項(暴力団をはじめとする反社会勢力が当該取引の相手方となることを拒絶する旨、当該取引が開始された後に相手方が暴力団をはじめとする反社会勢力であると判明した場合や、相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる旨)を導入しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

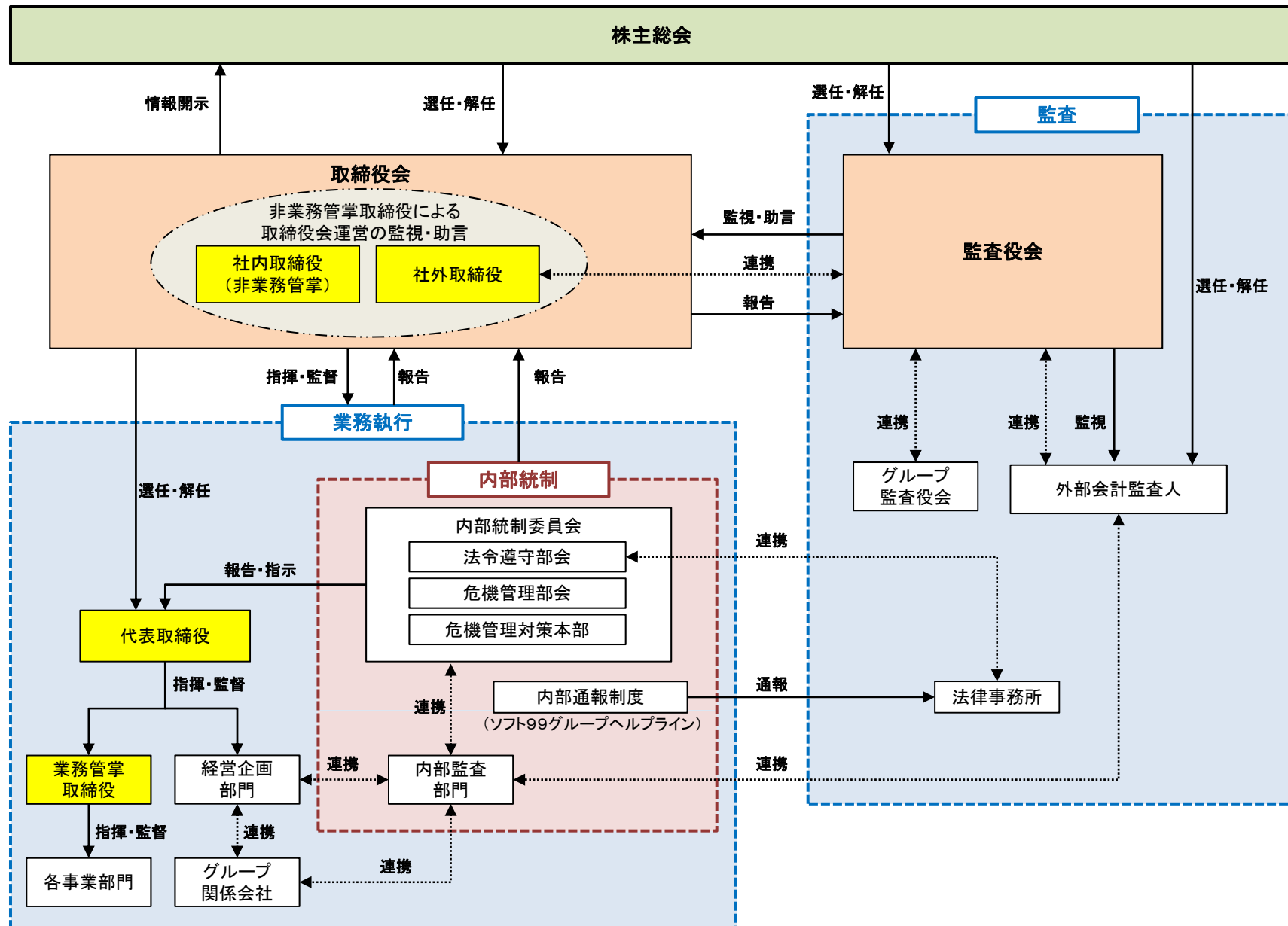
適時開示体制の概要

当社は、経営に関する各種情報公開については重要な受託者責任の一つであると認識し、その内容がポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、適切な情報発信と対話を通じて各ステークホルダーが必要とする情報の提供に努めてまいります。

適時開示に係る当社の社内体制等の状況は、当社ポリシー内「II. ステークホルダーとの協調」をご参照ください。

<http://www.soft99.co.jp/ir/corporate-governance/>

コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次の図のとおりであります。



〈参考〉適時開示に係る社内体制の概略図

